

第5期愛知県ホームレス自立支援施策等実施計画（案）の概要

1 計画の概要

- ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（H14.8 制定）及び国の「ホームレス自立支援施策等に関する基本方針」（R5.7 告示）に即し、ホームレスからの自立等を支援するための本県における実施計画です。
- 本計画は、第4期計画（計画期間：H31～R5年度）の後継計画（計画期間：R6～10年度）であり、第4期の評価を踏まえ必要な見直しを行ったものです。

2 現状と課題

- (1) 本県のホームレスの現状（令和5年1月全国調査速報値）
136人（名古屋市78人・名古屋市以外の県内市町村58人）

<年別ホームレス数（全国調査）>

年月	H15年 1月	H31年 1月	R2年 1月	R3年 1月	R4年 1月	R5年 1月	第4期計画 期 間 中 (H31/1→ R5/1)
人数	2,121人	380人	245人	180人	136人	136人	△244人
対前年増減	—	△59人	△26人	△65人	△44人	0人	△200人

- ・起居の場としては、公園の割合が31.6%、河川敷が30.1%となっています。

(2) ホームレス対策の課題

- ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が一層進んでいる傾向にあることに加え、定まった住居を喪失し終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にある層の存在も見受けられること。
- ホームレスになった要因は、失業等仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等、様々なものが関わり合っており、身近な市町村において、こうした複雑化・複合化した課題を抱える人々を支援する体制を整備する必要があること。

3 ホームレス自立支援施策の推進

(1) 施策の方向性

- ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、関係機関と連携しながら、就労機会や安定した居住場所の確保、医療・保健や福祉的支援の提供等、本人の状況に応じた総合的な自立支援施策を実施します。
- 自立支援施策の実施に加え、市町村における重層的支援体制の整備等を支援し、新たなホームレスを生まない地域社会づくりを推進します。
- 施策に関する基本目標を定め、取組を着実に推進していきます。

(2) 基本目標

- これまでの「ホームレスの実態に関する全国調査」で一番少なかった136人（令和5年1月調査）より更なるホームレス数の減少を目指します。
- 12項目の個別課題及びそれらに対する「推進すべき取組」を掲げ、計画期間内に具体的な進展を図ります。

(3) 個別課題と推進すべき取組

	課題項目	推進すべき主な県の取組
①	就業の機会の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 名古屋市の自立支援センターへ就業支援相談員を派遣し、就業促進に努める。○ 「愛知ホームレス就業支援事業推進協議会」が実施する就業支援事業と連携を図る。
②	安定した居住場所の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 県営住宅への優先入居を実施する。○ 住宅確保要配慮者に対する居住支援を行う居住支援法人の指定を行うとともに、住宅セーフティネット制度等の情報提供に努める。○ 愛知県住宅確保要配慮者居住支援協議会と連携し、ホームレスの入居に対する家主、賃貸住宅経営者の理解を促進する。
③	保健及び医療の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 福祉保健巡回相談等を通じて、ホームレスの健康状態の把握に努め、健診を受ける機会のない方へは健診の機会を提供する。
④	生活に関する相談及び指導	<ul style="list-style-type: none">○ 自立相談支援機関を中心に、地域の関係機関が連携・協力して、個々のニーズに応じた総合的な生活相談や援助を行う。
⑤	ホームレス自立支援事業	<ul style="list-style-type: none">○ 名古屋市が実施する自立支援事業に積極的に協力する。○ 困難な問題を抱える女性等に対しては、性別に配慮したきめ細やかな自立支援を行い、必要に応じて関係機関とも十分に連携する。
⑥	ホームレスとなることを余儀なくされる恐れのある人たちに対する支援	<ul style="list-style-type: none">○ 自立相談支援機関が中心となり、巡回相談等による生活困窮者の把握及び支援が必要な方に対する相談窓口の周知等に努める。○ 一時生活支援事業を実施する。
⑦	緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	<ul style="list-style-type: none">○ 無料低額宿泊所に対し、適切な運営がなされるよう毎年度実地調査を行う。○ 生活保護適用後は、見守りや日常生活支援、居宅への訪問等によりアフターフォローに努める。○ 一時生活支援事業を実施する。
⑧	人権の擁護	<ul style="list-style-type: none">○ 県民の理解促進のため、講演会の開催等啓発活動を実施する。○ 公立学校における人権教育を推進し、差別・偏見の解消に努める。
⑨	地域における生活環境の改善	<ul style="list-style-type: none">○ 公共施設の管理者が、市町村等の福祉部局と連携しながら、必要に応じて、巡視パトロールや物件の撤去指導、法令に基づく監督処分等の措置をとる。
⑩	地域における安全の確保等	<ul style="list-style-type: none">○ 地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、警察によるパトロール活動を強化する。
⑪	民間団体との連携	<ul style="list-style-type: none">○ 行政、民間支援団体、学識者等を交えた「ホームレス自立支援対策推進協議会」を開催し、計画の推進を図る。
⑫	ホームレスを生まない地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none">○ 地域福祉計画を策定、推進により、地域の支援機能の向上を図る。○ 民生委員・児童委員活動の円滑な遂行及び充実、委員の資質向上を図る。○ 市町村が実施する重層的支援体制整備事業の後方支援を行う。